

助成金申請の手引き

令和7年度 集合住宅向け太陽光発電システム等普及促進事業 【第1版】

＜令和7年度受付期間＞

令和7年6月27日から令和8年3月31日まで

（お問合せ先・申請先）

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL：03-5990-5159

ホームページ：

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/mansion-pv>

メールアドレス：cnt-juden@tokyokankyo.jp

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9：00～17：00（12時～13時は除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

《目次》

助成金を申請される皆様へ	1
1. 事業概要	2
1.1 目的（交付要綱第1条参照）	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 申請種別	3
1.4 申請フロー	4
2. 助成内容	12
2.1 助成事業	12
2.2 助成対象者（交付要綱第2条、第3条参照）	13
2.3 助成対象設備及び助成対象経費（交付要綱第4条及び第5条参照）	14
2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）	20
2.5 助成事業実施にあたっての注意事項	20
3. 助成金事業の流れ	25
3.1 交付申請（交付要綱第7条参照）	25
3.2 審査	26
3.3 交付決定（交付要綱第8条参照）	26
3.4 交付の条件（交付要綱第9条参照）	27
3.5 実績報告（交付要綱第17条参照）	28
3.6 助成金の額の確定（交付要綱第18条参照）	29
3.7 期限についてのまとめ	29
4. その他	30
4.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）	30
4.2 助成事業の承継（交付要綱第11条参照）	30
4.3 事情変更による決定の取消し等（交付要綱第12条参照）	30
4.4 事業計画の変更（交付要綱第13条参照）	30
4.5 事業者情報の変更（交付要綱第14条参照）	31
4.6 債権譲渡の禁止（交付要綱第15条参照）	31
4.7 助成事業の廃止（交付要綱第16条参照）	31
4.8 交付決定の取消し（交付要綱第20条参照）	31
4.9 助成金の返還（交付要綱第21条参照）	32
4.10 違約加算金（交付要綱第22条参照）	32
4.11 延滞金（交付要綱第23条参照）	32
4.12 他の助成金等の一時停止（交付要綱第24条参照）	33
4.13 財産の管理及び処分の制限（交付要綱第25条参照）	33
4.14 助成事業の経理（交付要綱第26条参照）	34
4.15 調査等、指導・助言（交付要綱第27条参照）	34

4.16 個人情報等の取り扱い（交付要綱第28条参照）	34
4.17 不正行為等の公表等（交付要綱第29条参照）	35

改訂履歴

版（更新月日）	当該箇所	改定内容
令和7年6月27日	－	初版発行



助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する助成金交付事業については、東京都（以下「都」という。）の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。公社としても、厳正な助成金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

「集合住宅向け太陽光発電システム等普及促進事業」に係る助成金を申請される方、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 本事業の実施については、「集合住宅向け太陽光発電システム等普及促進事業助成金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づいて行われます。
2. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があってはなりません。
3. 助成対象設備の設置に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。公社は、本助成金の交付対象として設置された設備について、本助成金の要件を満たしているか否かは審査いたしますが、安全面や法規面については何ら保証するものではありません。
更に、設備の保有義務期間中に、設備や設備の設置に関し安全上や法規上の問題が発生し設備の撤去などが求められた場合は、公社は申請者に対して保有義務期間違反との理由で助成金の返還を求める場合があります。
設備の設置に関し、申請者は設置する土地の使用権限を有していることを十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。設備設置後に土地の使用権限がなく設備を撤去する場合には、公社は申請者に対して保有義務期間違反との理由で助成金の返還を求める場合があります。
4. 助成金で取得し、整備し、または効用の増加した財産（取得財産等）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。また、その際に助成金の返還が発生する場合があります。なお、公社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
5. 公社は、申請者及び手続き代行者、その他の関係者が、偽りその他の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し、相当の期間、助成金の受付停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表する場合があります。
6. 前記事項に違反した場合又は法令等の違反が発覚した場合は、公社からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消す場合があります。その際、公社から助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

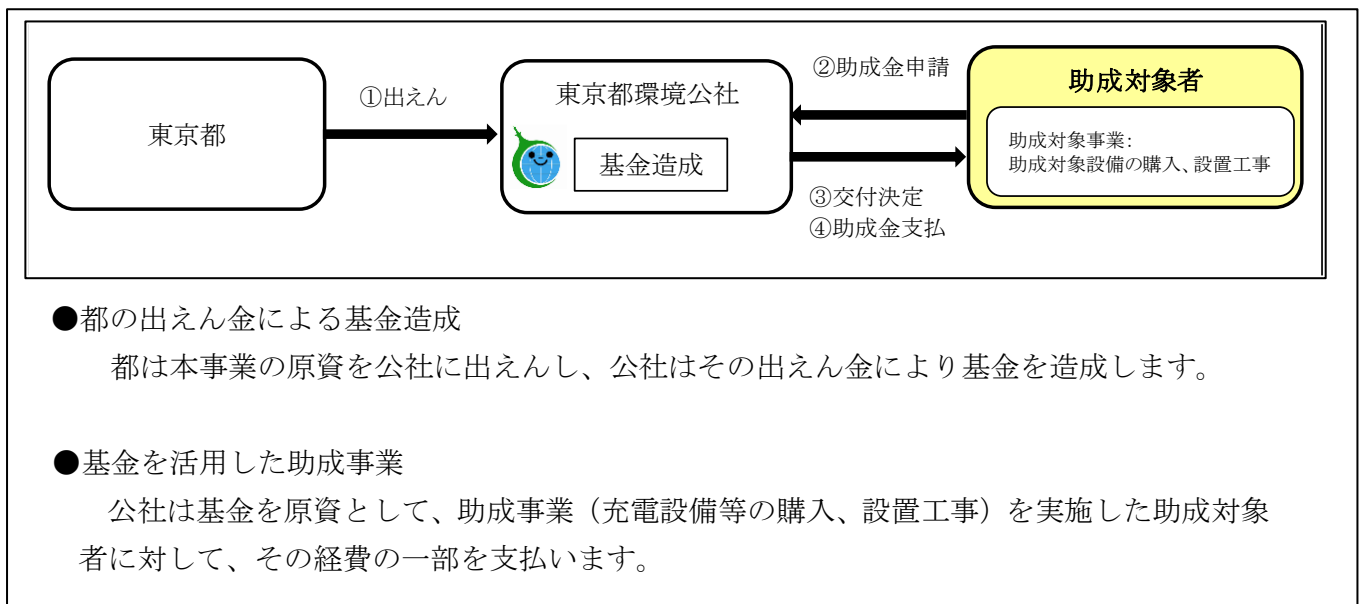
公益財団法人 東京都環境公社

1. 事業概要

1.1 目的（交付要綱第1条参照）

充電設備普及促進事業とは、自動車から排出される二酸化炭素の削減を図るため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及に向けて、充電設備の導入を促進するものです。あわせて、集合住宅向け太陽光発電システム等普及促進事業（以下「本事業」という。）とは、集合住宅において二酸化炭素を排出しない太陽光による再生可能エネルギーを充電設備の電源として活用していくことを目的とするものです。

1.2 事業スキーム



➤ 事業実施期間：令和9年度まで

※ 毎年度申請受付期間を設け、予算の範囲内で行います。

1.3 申請種別

「充電設備普及促進事業」は、「事業用」、「居住者用」の2種別に分かれます。本冊子は、「居住者用」の「集合住宅向け太陽光発電システム等普及促進事業」の手引きです。

※充電設備運営費は「充電設備運営支援事業」の手引きをご参照ください。

※ 交付決定後、助成事業を廃止した場合は、当該助成事業都同一の内容（軽微な範囲での計画変更を行った場合を含む。）による再申請は認められません。

※ 申請に当たって不明な点は事前に公社へご相談ください。

※ 同時設置するV2Hの導入費（購入費及び設置工事費）の手引きは別冊に記載しています。

申請種別		居住者用充電設備			
充電設備の使用用途		非公共用充電		公共用充電	非公共用充電
設置場所（例）		集合住宅	月極駐車場	商業施設・宿泊施設等	事務所等
助成対象者		充電設備の所有者		都内の区市町村	
充電種別		基礎充電		目的地充電	基礎充電
充電設備の使用用途		集合住宅の駐車場を居住者が使用	月極駐車場を集合住宅の居住者（契約者）が使用	一般開放	EV バス導入促進事業の交付決定を受けた車両に使用
助成対象経費	充電設備購入費	○	○	○	○
	充電設備設置工事費	○	○	○	○
	受変電設備	○	○	○	○
	充電設備運営費	×	×	○	×
	太陽光発電システム及び蓄電池	○	×	×	×

1.4 申請フロー

V2H の設置について、経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下「充電インフラ補助金」という。）若しくは、その他の国の補助金を「併用する場合」と「併用しない場合」の分類により、申請の手順が異なります。

なお、その他の補助金と併用申請できるのは V2H のみです。

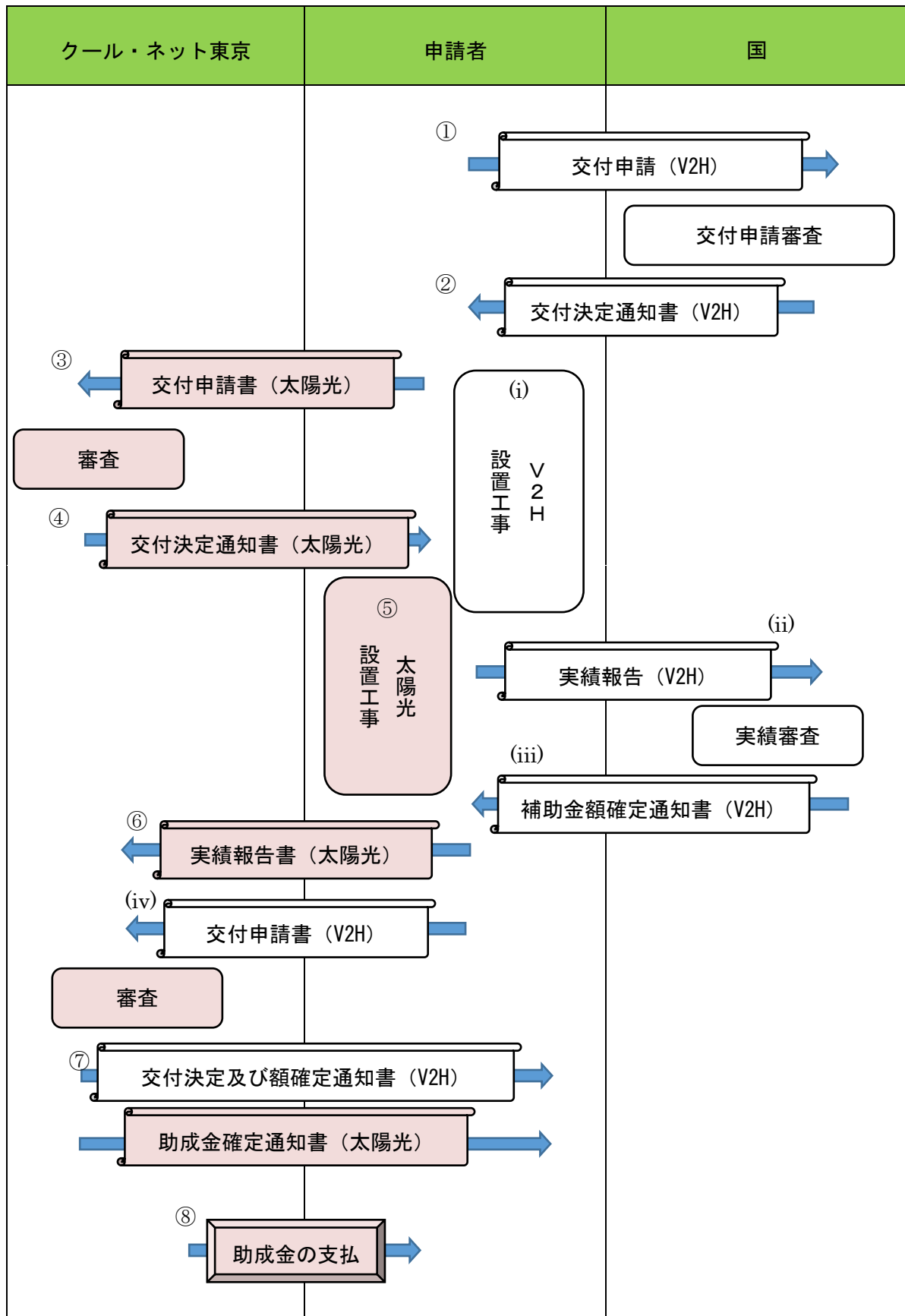
本事業においては国または都の他の助成金、補助金を併用できませんのでご注意ください。

次項に【V2H の国補助金申請あり】の場合、【V2H の国補助金申請なし】の場合、

【V2H の国補助金申請なし（事後申請（遡及））】の 3 つのフローを図示します。

申請種別		該当ページ
V2H の 国補助有		p. 5、6
V2H の 国補助 なし	令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 7 月 31 日までに V2H、太陽光の事業を行ったもの（事後申請（遡及））	p. 9、10
	受付開始日以降に V2H、太陽光の事業を行うもの（事前申請）	p. 7、8

【V2Hの国補助金申請あり】



- ① 最初に、国に交付申請（交付申請書（V2H））を提出してください。
- ② 国の審査ののち、採択されると交付決定通知書（V2H）が送付されます。
交付決定通知書（V2H）受領後、速やかに本助成金（太陽光）の交付申請を行ってください。

.....

【太陽光】

- ③ 公社に、交付申請書（太陽光）及び必要書類一式を提出してください。＜事前申請＞
（国の交付決定通知書（V2H）の写し、国に提出した見積書（内訳）及び図面を添付）
※ 事業は、原則として交付決定日の翌日から起算して1年以内に完了させてください。
- ④ 公社で交付申請書（太陽光）を審査し、交付決定通知書（太陽光）を送付します。
- ⑤ 太陽光の事業（発注、工事、支払）を行ってください。
- ⑥ 公社に、実績報告書（太陽光）及び必要書類一式を提出してください。
※ 太陽光の事業完了日の翌日から起算して60日以内に提出してください。
※ 事業完了日とは、工事、系統連系、契約金支払の全てが終わった日です。

.....

【V2H】

- (i) V2Hの事業（発注、工事、支払）を行ってください。
- (ii) 国に実績報告書（V2H）を提出してください。
- (iii) 国の審査ののち、補助金額確定通知書（V2H）が送付されます。
- (iv) 公社に、交付申請書（V2H）及び必要書類一式を提出してください。
（国の補助金額確定通知書（V2H）の写しを添付すること）
※ V2Hの事業完了日の翌日から起算して1年以内に行ってください。
※ 事業完了日とは、工事完了日または契約金支払完了日のいずれか遅い方の日です。
※ 国の補助金額確定通知書の発送時期によっては、V2Hの申請が都の交付申請期限（令和8年3月31日）までに間に合わないケースがあります。
この場合、翌年度の申請受付開始日以降に申請を受け付けるものとします。
なお、この場合の審査は、国の交付決定を受けた年度の要件に則り行います。
間に合わないことが判明した時点で公社までご相談ください。

.....

- ※ ③～⑥と(i)～(iv)は、順序は問いませんので、並行して行ってください。
- ※ V2Hの事業と太陽光の工事は必ずしも同日程で行わなくても構いません。
ただし、後述する⑦において、V2Hと太陽光の両事業の審査完了をもって通知書を発送します。事業期間は余裕を持ったスケジュールで計画してください。

.....

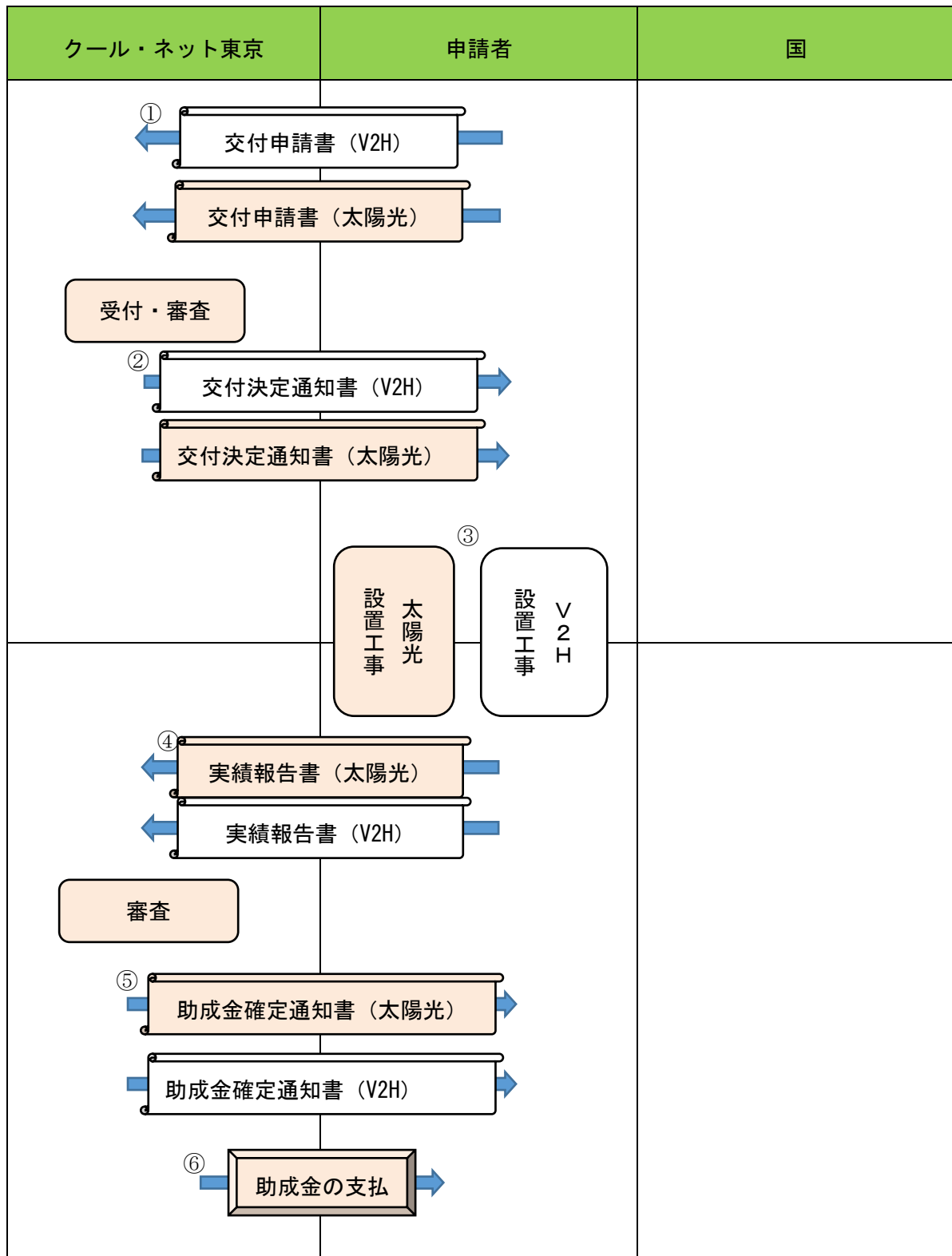
- ⑦ 公社で交付申請書（V2H）と実績報告書（太陽光）を審査し、交付決定及び確定通知書（V2H）と助成金確定通知書（太陽光）を送付します。
- ⑧ 公社より助成金を振り込みます。

【提出書類参照】

申請時チェックリスト 別表第1

実績報告時チェックリスト 別表第3

【V2Hの国補助金申請なし】



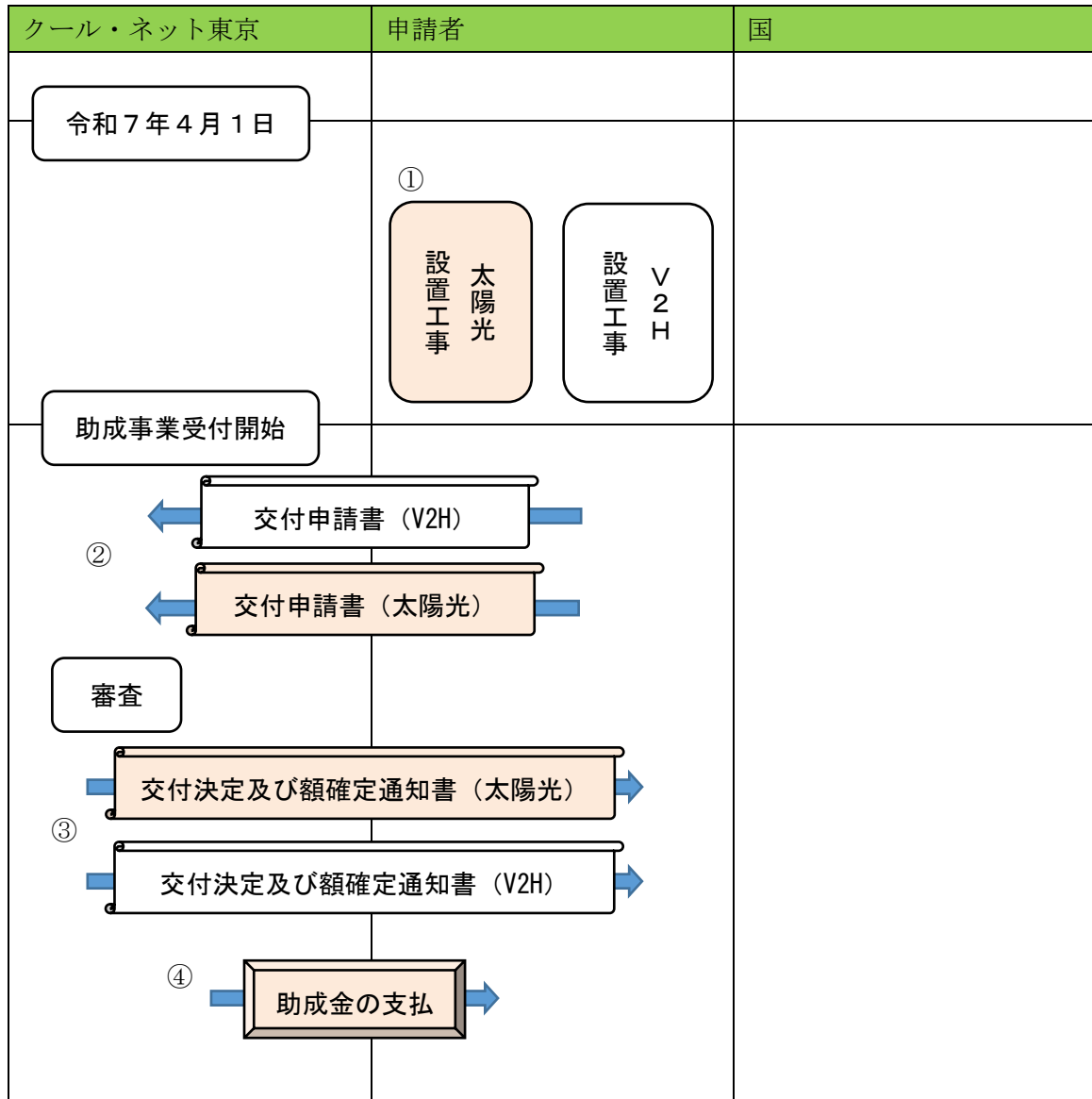
- ① 公社に交付申請書（V2H）、交付申請書（太陽光）及び必要書類一式を提出してください。＜事前申請＞
- ② 公社で交付申請書（V2H）と交付申請書（太陽光）を審査し、交付決定通知書（V2H）と交付決定通知書（太陽光）を送付します。
- ③ V2H と太陽光の事業（発注、工事、支払）を行ってください。
※事業は、原則として交付決定日の翌日から起算して1年以内に完了させてください。
- ④ 公社に、実績報告書（V2H）、実績報告書（太陽光）及び必要書類一式を提出してください。
※ それぞれの事業完了日の翌日から起算して60日以内に提出してください。
※ 事業完了日とは、工事、系統連系、契約金支払の全てが終わった日です。
- ⑤ 公社で実績報告書（V2H）と実績報告書（太陽光）を審査し、両事業の審査終了をもって助成金額確定通知書（V2H）と助成金確定通知書（太陽光）を送付します。
※ 別々のタイミングで通知書を送付することはありません。
- ⑥ 公社より助成金を振り込みます。

【提出書類参照】

申請時チェックリスト 別表第1

実績報告時チェックリスト 別表第3

【V2Hの国補助金申請なし（事後申請（遡及））】



- ① 令和7年4月1日から令和7年7月31日までに、V2H、太陽光の事業（発注、工事の着手または工事完了）を行います。
 - ② 申請者は、事業終了後、公社に、交付申請書（V2H）と交付申請書（太陽光）及び申請時チェックリスト別表第2に掲げる書類を提出してください。＜事後申請（遡及）＞
 - ③ 公社で交付申請書（V2H）と交付申請書（太陽光）を審査し、両事業の審査終了をもって交付決定及び額確定通知書（V2H）と交付決定及び額確定通知書（太陽光）を送付いたします。
- ※ 別々のタイミングで通知書を送付することはありません。
- ④ 公社より助成金を振り込みます。

事後申請（遡及）で申請する場合、V2H、太陽光の発注または、設置工事の施行開始が令和7年7月31日より以前である必要があります。設置工事の施工開始とは、V2H、太陽光の搬入やV2H、太陽光等設置の基礎工事などの準備や設置工事の一部または全部の施工の開始のことをいいます。

原則、事後申請（遡及）の申請は令和7年度内に行ってください。

【提出参照資料】

申請時チェックリスト 別表第2

実績報告時チェックリスト 別表第3

2. 助成内容

2.1 助成事業

助成事業は、以下の要件を全て満たすものとします。

- ・ 実施要綱に定める要件に適合する助成対象設備を購入し、集合住宅に設置工事を行うこと。
- ・ V2H も併せて導入する事業計画であること（既設は不可）。
 - ※ V2H を設置せずに太陽光発電システム及び蓄電池を設置しても、助成対象になりません。
 - ※ 設置する V2H は、V2H 補助金において、その事業を実施する一般社団法人次世代自動車振興センターが補助金の交付対象となる設備として承認した機種であること。
 - ※ 対象機種は、下記ウェブサイトから確認できます。なお、随時更新されます。
<https://www.cev-pc.or.jp/>
- ・ 助成対象設備を設置する集合住宅の所在地が東京都であること。
- ・ 太陽光発電システムで発電した電気を売電しないこと。
- ・ 太陽光発電システムで発電した電気及び蓄電システムで蓄電した電気は V2H または集合住宅の共用部のみにおいて使用すること。
- ・ 原則として交付決定日の翌日から起算して1年以内に設置工事・系統連系・支払を完了し、実績報告書の提出を行うこと。
- ・ 太陽光発電システム及び蓄電池の設置に関する国または都の他の助成金の交付を受けていないこと。

2.2 助成対象者（交付要綱第 2 条、第 3 条参照）

助成対象者は、以下に掲げる要件を全て満たす者としてします。

（１）助成対象者

太陽光発電システム及び蓄電池を導入する次に掲げる者であること。

- ・ 法人（＊１）
- ・ 個人
- ・ 法人格のない管理組合

＊１：中小企業、大企業のいずれも助成対象者になります。

また、助成対象者の事業所等の所在地は、都内でなくても対象です。

（２）上記の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者とはなりません。

- ・ 国
- ・ 地方公共団体
- ・ 税金の滞納がある者
- ・ 刑事上の処分を受けている者
- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・ その他、公的資金の交付先として社会通念上不適切である者
- ・ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- ・ 暴力団員等（東京都暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）
- ・ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

2.3 助成対象設備及び助成対象経費（交付要綱第4条及び第5条参照）

助成対象設備は、以下の要件に適合するものとします。

なお、助成対象設備の所有権等を共有することはできません。

助成対象経費は、助成事業に要する経費のうち以下に掲げるものです。

（1）太陽光発電システム及び蓄電池

太陽光発電システム及び蓄電池は、以下の要件に適合するものとします。

（i）太陽光発電システム及び蓄電池の設備購入費

- 以下の機器の購入費用であること。

① 太陽光発電システムの設備購入費			保証書の提出
太陽電池モジュール		JET 認証を受けたもの。または IEC EE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたものであること。	○
パワーコンディショナー（※2）		太陽光用パワーコンディショナー	○
その他	太陽電池架台		○
	分電盤		
	配線、配管		
	システム保護装置	配線用遮断器、漏電遮断器など	
	その他	計測装置、モニター表示装置、監視システムなど	○

② 蓄電池の設備購入費			保証書の提出
蓄電池			○
パワーコンディショナー（※2）		蓄電池用パワーコンディショナー	○
その他	分電盤		
	配線、配管		
	システム保護装置	配線用遮断器、漏電遮断器など	
	その他	計測装置、モニター表示装置、監視システムなど	○

新品であること。なお、蓄電池については、リユースされた部品から製造された製品であっても、メーカー発行の保証書から新品相当と認められる場合がありますので、事前にご相談ください。

※ 購入した設備が新品であることは、実績報告時に提出していただく「助成対象設備の保証書」で確認します。

※ 太陽電池モジュールは、以下のいずれかの認証を受けていること。

- 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の JETPVm 認証（モジュール認証）

下記ウェブサイトから確認できます。なお、随時更新されます。

https://www.jet.or.jp/common/data/products/solar/JETPVm_list.pdf

- 国際電気標準会議（IEC）の IEC61646 PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関によって認証されたモジュールを申請する場合においては、認証済であることがわかる資料を提出してください。

（ii）太陽光発電システム及び蓄電池の設置工事費

- ・ 以下の太陽光発電システム及び蓄電池の設置工事に要する費用であること。

① 太陽光発電システムの設置工事費		
設置工事		・ 太陽電池モジュール設置工事 ・ 太陽光用パワーコンディショナー設置工事（＊３） ・ 分電盤設置工事 など
搬入運搬費		
電気配線/配管工事		
試運転調整費		
その他	付帯工事	仮設費など
	設計費	システム検討設計費
	諸経費	現場監督費、共通仮設費

② 蓄電池の設置工事費		
設置工事		・ 蓄電池設置工事 ・ 蓄電池用パワーコンディショナー設置工事（＊３） ・ 分電盤設置工事 など
搬入運搬費		
電気配線/配管工事		
試運転調整費		
その他	付帯工事	仮設費など
	設計費	システム検討設計費
	諸経費	現場監督費、共通仮設費

※ 消耗品費の上限は5万円です。

（＊２） ハイブリッドパワーコンディショナー、トライブリットパワーコンディショナー及び太陽光／蓄電池兼用となる設備の申請を行う際には、購入費及び設置工事費を、各機器の費用として分離させた内訳金額を見積書等に記載してください。

➤ ハイブリッドパワーコンディショナーを設置する場合

太陽光／蓄電池兼用となるため、購入費と設置工事費を按分した金額がそれぞれの助成対象経費となります。

【記載例】

購入費：1台／30万円

工事費：3人工／7万5千円

内訳							
	名称	仕様	数量	単位	単価	金額（税抜）	備考
(1) 太陽光発電設備購入費							
	太陽光パネル 0kW	AAAA〇〇-123H	40	枚	35,000	1,400,000	
	ハイブリッドパワーコン（太陽光按分）	ABCD-H12L1	0.5	台	150,000	150,000	1台 30万円按分
	50mケーブル	CVT-100sq	1	本	20,000	20,000	
						(1) 計	1,570,000
(2) 蓄電池システム設備購入費							
	ハイブリッドパワーコン（蓄電池按分）	ABCD-H12L1	0.5	台	150,000	150,000	1台 30万円按分
	蓄電池本体 0kWh	BBBB〇〇-456L	1	台	1,700,000	1,700,000	
	分電盤	〇〇工業(型式〇〇〇〇)	1	面	180,000	180,000	
						(2) 計	2,030,000
(3) 太陽光発電設置工事費							
	太陽電池モジュール設置工事		10	人工	25,000	250,000	
	ハイブリッドパワーコン設置工事（太陽光按分）		1.5	人工	25,000	37,500	3人工 7.5万円按分
						(3) 計	287,500
(4) 蓄電池設置工事費							
	蓄電池本体設置工事		2	人工	25,000	50,000	
	ハイブリッドパワーコン設置工事（蓄電池按分）		1.5	人工	25,000	37,500	3人工 7.5万円按分
	分電盤設置工事		2	人工	25,000	50,000	
						(4) 計	137,500

※パワーコンディショナー以外の太陽光／蓄電池兼用となる設備の購入費及び設置工事費についても同様の取扱いとします。

➤ トライブリッドパワーコンディショナーを設置する場合

太陽光／蓄電池／V2H 兼用となるため、購入費及び設置工事費を按分した金額がそれぞれの助成対象経費となります。なお、**V2Hに係る経費分は助成対象外**です。

(iii) 防水工事費

- ・ 既存住宅の陸屋根への架台設置に伴い防水工事を施工する場合に限る。

防水工事（※3）	・ 防水作業に係る人工 ・ 防水シート、防水塗料など
----------	---

（※3）防水工事を申請する場合、見積書には人工と部材費をまとめて「防水工事 一式」として、その他の太陽光・蓄電池に係る費目と明確に分けて記載してください。

(2) 助成対象とならない主な経費

- ・ 土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事
- ・ フェンス工事
- ・ 既設構築物等の撤去費・移設・処分
- ・ 植栽及び外構工事
- ・ 自立運転用コンセントの設置に係る経費
- ・ 一般管理費、間接的な経費

- ・ 交通費、保険費、福利厚生費、衛生管理費等
- ・ 写真管理費
- ・ 客先協議費（マンション総会・理事会への同席等）
- ・ 消費税
- ・ 他用途（申告された助成対象設備以外）に利用するための部材費、労務費
- ・ 将来用の申告された助成対象設備以外の工事内容を含んだ工事の部材費、労務費
- ・ 振込手数料
- ・ 助成金申請の代行手数料、コンサルタント料（図面作成費を除く。）
- ・ 交付決定日前に発注した機器または施工した工事の経費
- ・ 利益等排除により除外された経費
- ・ その他公社が助成対象外と認めた経費

(3) 利益等排除により除外された経費

助成事業において、助成金額の中に助成対象者の自社または資本関係等にある会社からの調達分(工事を含む。)がある場合、利益等排除の対象とし、以下の方法により助成金額を算出します。

利益等排除の対象となる場合

- ① 自社からの調達の場合
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業、連結決算に含まれる子会社等からの調達の場合
- ③ ②を除く関係会社(助成対象者との持株比率が20%以上100%未満)からの調達の場合

〈購入費の利益等排除〉

●対象設備メーカーから調達する場合

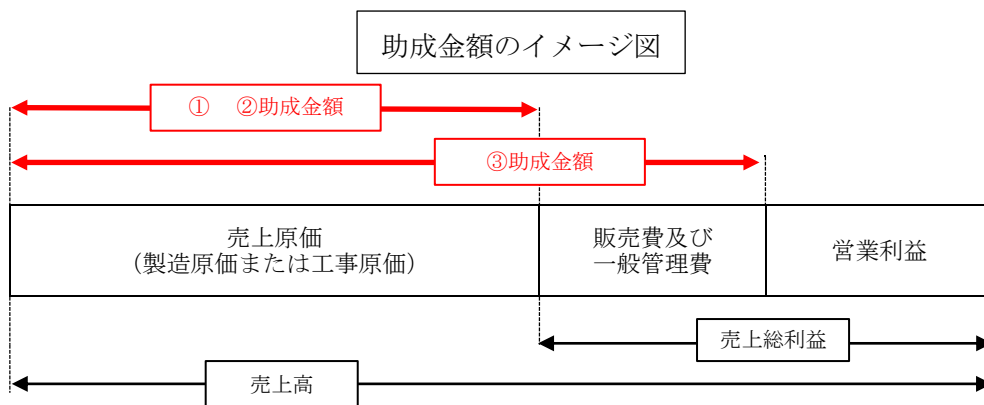
利益等排除の区分	利益等排除の方法
① 自社からの調達	助成金額から利益額(購入価格から製造原価を差し引いた利益額)の排除を行います。
② 100%同一の資本に属するグループ企業、連結決算に含まれる子会社からの調達	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における「売上総利益率」をもって助成金額から利益相当額の排除を行います。
③ 関係会社からの調達	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって、助成金額から利益相当額の排除を行います。

●対象設備販売会社から調達する場合

利益等排除の区分	利益等排除の方法
① 自社からの調達	自社の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する総利益の割合(売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって、助成金額から利益相当額の排除を行います。
② 100%同一の資本に属するグループ企業、連結決算に含まれる子会社からの調達	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における「売上総利益率」をもって助成金額から利益相当額の排除を行います。
③ 関係会社からの調達	調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって、助成金額から利益相当額の排除を行います。

〈工事費の利益等排除〉

利益等排除の区分	利益等排除の方法
①自社からの調達	自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合（売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、助成金額から利益相当額の排除を行います。
②100%同一の資本に属するグループ企業、連結決算に含まれる子会社からの調達	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における「売上総利益率」をもって助成金額から利益相当額の排除を行います。
③関係会社からの調達	調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって、助成金額から利益相当額の排除を行います。



- ※ 上記内容の判定にあたっては、根拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。
- ※ 書類の提示がない場合は、利益等排除部分以外も助成対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

（1）太陽光発電システム及び蓄電池の設備購入費及び設置工事費

助成金額は、下記①、②及び③の合計金額の1,500万円を上限とします。

① 太陽光発電システムに係る助成対象経費

太陽光発電システムの助成対象設備購入費及び助成対象設置工事費の金額とし、太陽光発電システムの定格総出力(kW)に1kW当たり30万円を乗じた金額を上限とします。

② 蓄電池に係る助成対象経費

蓄電池の助成対象設備購入費及び助成対象設置工事費の金額とし、蓄電池の定格容量(kWh)に1kWh当たり20万円を乗じた金額を上限とします。

ただし、太陽光発電システムの定格総出力の2倍の蓄電池容量を上限とします。

※ 太陽光発電システムの定格総出力(kW)は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくはIECの国際規格に規定されている公称最大出力の合計値、又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値(単位 kW、小数点以下切り捨て)とします。

※ 蓄電池の定格総出力(kW)及び蓄電池の定格容量(kWh)は整数とし、小数点以下は切り捨てるものとします。

③ 防水工事に係る助成対象経費

陸屋根の既存住宅に限り、架台の設置に伴い防水工事を施工する場合は、①で計算した上限金額に、太陽光発電システムの定格総出力(kW)に1kW当たり18万円を乗じた金額を上乗せします。

（2）その他全般に関わる事項

上記（1）の金額において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

公社の助成金交付決定後、計画の変更などにより助成対象経費が増額になった場合においても、交付決定額以上の助成は行いません。

2.5 助成事業実施にあたっての注意事項

（1）リース契約の場合

- ・ リース使用者が助成金の利益を受けられるよう、リース料金から助成金相当分を減額してください。ここでいう助成金には、本事業以外のものも含まれます。
- ・ リース契約に関する必要書類を提出してください。
- ・ リース契約期間が処分制限期間に満たない場合は、リース契約満了後に再リースか買取りをする必要があります。(処分制限期間については、4.13 財産の管理及び処分の制限を参照)

**【リース契約とは】**

本事業におけるリース契約とは、以下の要件に該当するものをいいます。

- ・ 助成対象設備の所有者であるリース事業者が、当該設備のリース使用者に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、リース使用者は、当事者間で合意した当該設備の使用料をリース事業者を支払う契約であること。
- ・ リース期間中に当事者の一方または双方がいつでも当該契約の解除をすることができるものでないこと。
- ・ リース使用者が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

(2) 手続き代行について

申請者は、本事業に係る公社への申請について、施工会社等へ手続きの代行を依頼することができます。

- ・ 申請者から依頼を受け手続きを代行する場合は、助成金交付申請書に代行者の情報を記載してください。
- ・ V2Hに係る交付申請と、太陽光発電システム及び蓄電池に係る交付申請において、別々の代行者に依頼して構いません。
- ・ 手続き代行による、申請手続きに関する経費は助成対象外です。
- ・ 施工会社や申請者との助成対象設備のレイアウト協議費や、電力会社への系統連系に係る費用は助成対象ですが、それ以外の導入にかかる事前の打合せや、マンション総会への参加などに係る人件費等は助成対象外です。
- ・ 手続き代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施してください。
- ・ 手続き代行者が本助成金の規定に従って手続きを遂行していない場合、公社は手続き代行者に対し、代行の停止を求めることができます。
- ・ 手続き代行者が申請を行う場合、交付条件等の認識に齟齬がないよう、事業内容について申請者へ周知したうえで実施してください。

(3) 配電について

- ・ 太陽光発電システムで発電した電気及び蓄電池に蓄電した電気は、V2Hまたは集合住宅の共用部のみで使用する事が要件となっています。
- ・ 共用部に配電する部分と専有部に配電する部分が明確に分かれている場合において、共用部に配電する部分のみを申請することは可能です。この場合、共用部と専有部の電力契約が別になっていて、それぞれ別の電力計が設置されている必要があります。
- ・ V2Hへの電力供給として、太陽光発電システムと同時に系統電力を使用することも可能です。
- ・ 蓄電池の設置は必須要件ではありません。ただし、太陽光発電システムを設置せずに蓄電池のみ設置することは、助成要件を満たしていないため助成対象となりません。
- ・ 蓄電池について、専有部に配電しないことを条件として、災害対応（BCP）のための蓄

電を行うような設定をすることも可能です。

(4) 電力契約について

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律 第 108 号）」第 9 条に基づく認定を受けることは認められません。（固定価格買取制度によって電気を売るとは認められません。）また、固定価格買取制度によらずに電気を売るとも認められません。実績報告時に、「電力会社への系統連系協議依頼票及び電力会社からの回答書（売電してないことが明記されていること）」の提出が必要です。

(5) 契約について

助成対象外部分の工事と助成対象部分の工事を一括で契約する場合は、それぞれの実施内容及び金額等が明確に判別できるようにしてください。（助成対象部分が明確に判別できない場合、助成対象経費として認められない場合があります。）

(6) 経費の支払方法について

助成対象経費の支払いは、以下の方法を認めます。

- ・ 現金 ・ 銀行振込 ・ 小切手 ・ 手形

※ 小切手及び手形の場合は、決済時点で支払完了（事業完了）とみなします。実績報告時に、当座勘定照合表または通帳（インターネットバンキングの場合は口座確認画面等）のコピーを提出してください。

以下の支払い方法は認めません。

- ・ 割賦販売 ・ ローン契約 ・ クレジットカード（分割払い）
- ・ 相殺 ・ ファクタリング（債権譲渡） ・ その他

(7) 他の補助金との併用について

太陽光発電システム及び蓄電池の設置に関する国または都の他の助成金との併用はできません。

(8) 安全性の確保及び法規面の遵守について

設備の導入に関し、安全面及び法規面については申請者及び工事事業者が十分に確認し、申請者の責任の下に設置してください。安全性の確保及び法規面の遵守については、公社が行う審査内容には含まれません。助成金を利用して設置した助成対象設備に、施工不良や安全性を怠った設置工事等により、万が一事故等が起き、損害が生じた場合においても、公社は一切責任を負いません。

- ・ 系統連系する電力会社の要求する「系統連系に係る設備設計」に従い、設備の設計及び設置をしてください。
- ・ 近年、風水害等によって助成対象設備の破損や使用不能等のリスクが高くなっています。助成対象設備の設置やそれに伴う工事は、安全性を最大限確保してください。
- ・ 電気設備の設計及び施工に当たっては、次の基準および法令などを適用するようにしてください。

- 電気事業法
- 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 電気用品安全法
- 建築基準法
- 消防関係法令
- 内線規程
- 高圧受電設備規程
- 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 電気工事における内線規程は、電力会社が電力供給にあたって、需要施設における電気工事を審査・検査等するための判定基準として用いられるものです。助成対象設備設置の際は、この基準を満たす設計、施工をしてください。
- ・ 以下に主な内線規程を示します。

■許容電圧降下

多くの電力を使用する設備では、電力線の電圧降下は、無駄な電力消費となり、電気料金の増加となるため、以下の基準の遵守が求められます。

引込線取付点から最遠端の負荷に至る間の電線こう長 (※変圧器から供給する場合は、供給変圧器から最遠端の負荷に至る間の電線こう長)	許容電圧降下 (内線規程)	
	電気事業者から低圧で電気の供給を受ける場合	電気使用場所内に設けた変圧器から供給を受ける場合 ※
60m 以下 幹線	2%以下	3%以下
60m 以下 分岐回路		2%以下
120m 以下	4%以下	5%以下
200m 以下	5%以下	6%以下
200m 超過	6%以下	7%以下

電圧降下計算式の例 (内線規程記載の簡略計算式)

単相 2 線式の線間電圧降下 $e = 35.6 \times L \times I / (1000 \times A)$

e:電圧降下(V)

I:負荷電流(A)

L:電線のこう長(m)

A:使用電線の銅導体断面積(mm²)

■接地線断面積

接地線断面積は、過電流遮断器定格電流値により、内線規程に示す断面積以上のものを選定してください。

A: 接地線断面積 (mm²)

In: 過電流遮断器定格電流 (アンペア)

内線規程に示す接地線断面積の式 $A = 0.0521 \times I_n$

これを満足する接地線の標準サイズは以下のとおりです。

過電流遮断器定格電流値	満足する接地線の標準サイズ (銅)	
20A 以下	直径 1.6mm 以上	断面積 2mm ² 以上
30A	直径 1.6mm 以上	断面積 2mm ² 以上
40A	直径 2mm 以上	断面積 3.5mm ² 以上
50A	直径 2mm 以上	断面積 3.5mm ² 以上

■過電流遮断器の施設位置（低圧幹線を分岐する場合）

幹線のより分岐する場合は分岐点より原則 3m 以内に配線用遮断器を設置してください。ただし、次のいずれかに該当する場合には、3m を超える箇所に設置できます。

分岐回路許容電流が幹線許容電流の 35% 以上の場合 3m < 長さ ≤ 8m

分岐回路許容電流が幹線許容電流の 55% 以上の場合 8m < 長さ

■電線の許容電流

流れる最大負荷電流よりも、許容電流が大きな導体サイズを選定してください。電線管に電線を収容した場合、放熱性能の低下により許容電流が低くなりますので、電線管の電流減少係数を考慮してください。

- ・ 設備メーカーの施工要領書等に記載されている施工方法にて施工を行ってください。
工事は、「メーカーの施工ルール」と「工事会社の施工技術」の両方が揃って初めて安心と言えます。

・ 3. 助成金事業の流れ

3.1 交付申請（交付要綱第7条参照）

事前申請の場合、助成事業の計画をまとめた上で、助成事業（発注、工事、支払）を行う前に、助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）、事業実施計画書（第3号様式）及び申請時チェックリスト別表第1に掲げる書類を提出してください。

事後申請（遡及）の場合、原則令和7年度内に助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）、事業実施計画書（第3号様式）及び申請時チェックリスト別表2に掲げる書類を提出してください。

※事後申請（遡及）の場合、申請された事業の内容等が申請要件を満たさない場合や提出書類が不足する場合は申請することはできません。ご了承ください。

助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）、事業実施計画書（第3号様式）は、電子申請システムのフォームに入力することで作成できます。

（1）申請書類作成・提出先

- ・ 申請は電子申請システムを用いてください。

申請画面は集合住宅向け太陽光発電システム等普及促進事業の事業 HP にあります。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/mansion-pv>

※上記ホームページにて、見積書・図面等の提出資料作成例も掲載しております。

- ・ 電子申請システムによる申請が行えない場合は個別にご相談ください。

（2）助成金交付申請書 受付期間

本事業は、令和9年度まで実施しますが、助成金交付申請書の受付は年度ごとに期間を設けて行います。また、要件や交付上限金額についても申請年度ごとに変更されることがあります。

令和7年度助成金交付申請書 受付期限：令和8年3月31日（火）17：00 必着

※ 上記期間に提出された交付申請書は、先着順に受理し、審査を行います。

※ 受理した申請の交付額の合計が、公社の予算の範囲を超えた日（予算超過日）をもって、申請の受理を停止します。

※ 申請書及び提出書類の不備や提出資料の不足等がある場合は、受理できません。公社から受理した旨の連絡がない場合は申請書等が未受理の状況ですのでご注意ください。

※ 申請書類の受理以降、公社からヒアリングを行うことはあっても、基本的に書類の修正依頼を行うことはありません。

内容に不備がないかよく確認したうえでご提出願います。

3.2 審査

- 提出する資料は、十分に注意して正確な記載をしてください。
提出する資料の内、見積書（内訳書を含む）、請求書（内訳書を含む）、図面、写真等は申請する設備及び工事内容が正確に把握できる資料を提出してください。公社は、提出された資料（申請書、内訳書及び図面）の記載内容を基に、助成対象の範囲を確認します。その上で、各項目の整合性を審査します。資料に記載の内容が不十分な場合は、審査ができませんので、助成対象経費とみなさないことがあります。
なお、工事内容の補足説明として、別資料を提出しても構いません。

【記載内容不十分のため助成対象外とみなす例】

見積書に挙げられている部材が図面には記載されておらず、使用するものかどうか明確に確認ができない。

○注意点

- 見積書、請求書の内訳書の各項目は、設置する設備にかかる部材費（購入費）と人件費（人工×単価）に必ず分けること。
 - 防水工事の申請を行う場合、その他の項目と明確に分かるように切り出して記載すること。
 - 見積書、請求書の各項目は、設置する設備及び設置工事内容が正確に把握できるように記載すること。
- ※レイアウト検討費の場合
レイアウト検討についての具体的な作業内容及びその人件費（人工×単価）の計画または予定を記載すること。

詳細は見積書作成例をご確認ください。

- 審査の過程で、現地確認・調査及び面接（ヒアリング）・追加資料の提出を求める場合がありますので、その際にご協力をお願いします。
- 審査中の途中経過に関するお問い合わせには、応じかねます。ご了承ください。
- 審査料等は徴収しませんが、申請に係わる経費（通信料等）は、各自ご負担ください。
- 交付決定通知書受領日の翌日から起算して 7 日後以降に、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- 公社職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断した場合は、審査対象から除外することがあります。
- 公社から申請書類の記載内容の不備等について、問い合わせがあった場合は、問い合わせの翌日から起算して3ヶ月以内に、不備等の修正を行うか、何らかの修正に関する連絡を行うようにしてください。連絡がない場合は、その申請を取下げたものとみなします。

3.3 交付決定（交付要綱第8条参照）

（1）交付決定通知

公社は申請された事業について審査を行い、予算の範囲内で交付を決定します。

審査の結果、助成金の交付を決定した事業については、交付要綱の規定に基づき、事前申請の場合は、「助成金交付決定通知書」（第4-1号様式）を、事後申請（遡及）の場合は、「助成金交付決定及び額確定通知書」（第4-2号様式）を送付します。また、助成金の不交付を決定した事業については、「助成金不交付決定通知書」（第5号様式）を送付します。

- ・ 助成金交付決定通知書に記載された助成金額は、助成限度額を明示するものであり、実際にお支払いする助成金額を約束するものではありません。助成事業完了後、実績報告の提出を受け、審査の後に公社からの通知により助成金額が確定します。なお、実際に助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、公社が通知した助成金額を超えてお支払いすることはできません。
- ・ 助成事業の計画変更について申請を行い、これが認められた場合は、変更後の額を交付決定額としますが、当初の交付決定額を超える変更は認められません。
- ・ 事前申請において、交付決定日より前に、助成対象設備の発注・設置工事の施工を開始した場合は、助成金交付の対象となりません。

（2）交付決定通知書の確認

公社より送付された「助成金交付決定通知書」（第4-1号様式）または「助成金交付決定及び額確定通知書」（第4-2号様式）の内容をご確認ください。

記載された内容等に異議が生じた場合は、申請の撤回をすることができます。

- ・ 助成金交付決定通知書は、大切に保管してください。（以下同様に、公社からの文書及び関係書類は、処分制限期間内は保管してください。原則として、再発行はできません。）
- ・ 処分制限期間とは…4.13 財産の管理及び処分の制限参照

3.4 交付の条件（交付要綱第9条参照）

助成金の交付決定にあたっては、助成金の交付の目的を達成するため、本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者に対し、次に掲げる条件を付するものとします。

- ・ 交付要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業により取得し、または効用の増加した財産を管理するとともに、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- ・ 公社が交付要綱第20条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部または一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- ・ 公社が交付要綱第21条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部または一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、同第22条第1項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、同第23条第1項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- ・ 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、または現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。
- ・ 被交付者は、都又は公社から、助成事業の効果等に関する分析・検証を行うために必要な情報の報告やその他の協力の要請があった場合はこれに応じなければならない。

- ・ 都又は公社が本事業の実施状況などに関する情報（助成事業名、被交付者名、助成対象設備の種別及び基数並びに設置場所等）を公表しようとする場合は、これに同意すること。
- ・ 助成対象者が助成対象設備に係るリース契約の貸主である場合、リース料金の設定に当たっては、本助成金の交付額に相当する金額を減額すること。
- ・ 助成事業に係る発注及び施工は、交付要綱第8条第2項による通知の日（交付決定日）以降に行うこと。ただし、令和7年4月1日から令和7年7月31日までの間に発注及び施工を行い発生した費用であり、公社が必要かつ適切と認めた経費については助成対象とすることができる。
- ・ 事前申請を行った助成事業については、原則として交付決定日の翌日から起算して1年以内に完了させること。
- ・ 事後申請（遡及）を行った助成事業の場合、事業完了日は原則として助成対象事業に係る発注又は施工を行った日の属する年度と同一であること。
- ・ 助成対象者は、上記の各項のほか、実施要綱及び交付要綱の規定を遵守しなければならない。

3.5 実績報告（交付要綱第17条参照）

・ 事前申請において、助成事業の完了日（工事、系統連系、経費支払の全てが終わった日）の翌日から起算して **60日又は公社が指定する期限のいずれか早い日までに**、「実績報告書」（第12号様式）及び実績報告時チェックリスト別表第3に掲げる書類を公社に提出してください。

・ 「実績報告書」で提出されました書類に不備がある場合、被交付者又は手続代行者に修正を求めた日の翌日から起算して1ヶ月以内又は修正を求めた時に指定した期限以内に被交付者又は手続代行者が当該不備の修正を行わないときは、公社は交付決定を取り消すことができます。

※ 請求書については、助成対象設備購入費と設置工事費と内容が明確に記載されていること（内訳明細等の添付でも可）。

※ 領収書については、助成対象設備購入費と設置工事費の金額記載がない場合は内訳詳細が別紙にてあること。

※ 事業完了の遅延が見込まれる場合や申請時から事業計画変更のある場合は、速やかに公社へ報告してください。

「実績報告書」（第12号様式）は、電子申請システムのフォームに入力することで作成できます。

令和7年度実績報告書

最終受付期限：令和10年3月31日（金）17：00 必着

3.6 助成金の額の確定（交付要綱第18条参照）

公社は実績報告書の提出を受けた後に、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査・面接（ヒアリング）・追加資料の提出などを求めることがあります。助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を「助成金確定通知書」（第13号様式）により通知します。

- ・追加資料とは、費用の詳細な内訳、レイアウト検討費に係る詳細な人工等の内訳、工事結果の工程表（工事内容、日時、人工が記載されたもの、工事写真）等を指します。
- ・申請どおりに設備が設置されていない場合は、助成金の支払いは行えません。
- ・助成金の額が確定した後であっても、「4.8 交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取り消されることがあります。

3.7 期限についてのまとめ

（1）交付申請（事前申請）の提出期限

①令和7年度の提出期限：令和8年3月31日 17:00

※V2Hを国補助金と併用して設置する場合、V2Hに係る国補助金の交付決定後速やかに申請を行ってください。

※V2Hの都への交付申請は、国補助金の額確定後となります。

（申請手続きの流れは「1.4 申請フロー」の【V2Hの国補助金申請あり】を参照してください。）

（2）交付申請（事後申請（遡及））の提出期限

①令和7年度の提出期限：令和8年3月31日 17:00

※令和7年4月1日から令和7年7月31日までの間に発注及び施工を行い、令和7年度内に事業を完了させた上で申請を行ってください。

（事業完了とは、工事、系統連系、経費支払の全てが終わった状態を指します。）

※V2Hについても「事後申請（遡及）」として同時に交付申請する必要があります。申請手続きの詳細は「充電設備普及促進事業（居住者用）」の手引き等をご確認ください。

（3）実績報告の提出期限

①事業完了日の翌日から起算して60日以内に提出。

（事業完了日とは、工事、系統連系、経費支払の全てが終わった日です。）

②事業終了に伴う最終締切（受領期限）：令和10年3月31日 17:00

4. その他

4.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）

助成対象者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対し、異議がある等、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に「助成金交付申請撤回届出書」（第6号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

※この場合は再申請が可能です。ただし、交付決定通知を受領した日の翌日から7日後以降に助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。

4.2 助成事業の承継（交付要綱第11条参照）

相続、法人の合併、分割により、助成対象者の地位の承継が行われた場合、助成事業を承継する者（以下「承継者」という。）は、速やかに「助成事業承継承認申請書」（第7号様式）を公社に提出してください。

公社は承継の内容を確認し、承認または不承認について、承継者宛に「助成事業承継（承認・不承認）通知書」（第8号様式）を送付します。

4.3 事情変更による決定の取消し等（交付要綱第12条参照）

助成金の交付決定後、天災地変その他事情の変更により、助成事業の全部または一部を実施する必要がなくなった場合には、公社は助成金の交付決定の全部または一部を取消し、またはその他の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとします。

4.4 事業計画の変更（交付要綱第13条参照）

助成対象者は、助成事業の実施中あるいは実施前に、事業の内容について次のような変更の可能性が生じる場合は、あらかじめ「助成事業計画変更申請書」（第9号様式）を公社に提出してください。なお、交付決定額を超える変更は認められません。

- ・ 助成事業の内容を変更するとき。（ただし、助成対象者や交付の条件等を満たさなくなる変更は認められません。）
- ※ 助成事業の実施体制を変更する場合も、助成事業の内容変更に該当します。
- ※ 事業計画の変更の承認には時間を要することがあり、工事期間の延長に繋がる可能性があります。交付申請の際は十分に工事内容を検討したうえで行ってください。
- ※ 変更申請に当たり、変更となった部分がわかる資料を添付してください。

＜計画変更申請書の提出が必要な内容の例＞

- 太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、蓄電池の型番や導入数の変更
- 太陽電池モジュールの架台や配管等の大幅な見直し
- 付帯設備のメーカー、型式の変更

※ 軽微な変更については変更申請書の提出は必要ありません。該当するかどうか、事前に公社へご相談ください。

＜軽微な変更の例＞

- ・ 助成対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとする場合で、各配分額のいずれか低い額の10%以内で変更する場合

※ 実施報告の提出までに計画変更が申告されていない場合は、交付決定が取消されることがありますので注意してください。

公社は変更が妥当であると認めた場合は、必要に応じ条件を付して、その旨を助成対象者へ通知します。

4.5 事業者情報の変更（交付要綱第14条参照）

助成対象者は、次の情報を変更した場合は、速やかに「事業者情報の変更届出書」（第10号様式）を公社に提出してください。

申請者の種別	事業者情報の変更内容
個人	氏名、住所等
法人等	名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等

4.6 債権譲渡の禁止（交付要綱第15条参照）

助成対象者は、交付決定によって生じる権利の全部または一部を第三者に譲渡し、または承継することは原則として認められません。ただし、事前に公社の承認を得た場合は、この限りではありません。

4.7 助成事業の廃止（交付要綱第16条参照）

助成対象者は、助成事業を廃止しようとするときは、速やかに「助成事業廃止届出書」（第11号様式）を公社に提出してください。

- ・ 助成事業を廃止した場合は、当該助成事業と同一の内容（軽微な範囲での計画変更を行った場合を含む。）による再申請は認められません。ただし、廃止の理由が、天災地変等被交付者の責に帰することのできないものとして公社が認める場合にあっては、その限りではありません。

4.8 交付決定の取消し（交付要綱第20条参照）

助成対象者が次のいずれかに該当する場合は、助成金交付決定の全部または一部の取消しを受けることがあります。取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象者に通知します。

- ・ 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- ・ 交付決定の内容または目的に反して本助成金を使用したとき。

- ・ 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- ・ 交付決定を受けた者（法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業者若しくは構成を含む。）が暴力団員等または暴力団に該当するに至ったとき。
- ・ その他本助成金の交付の決定の内容またはこれに付した条件その他法令・条例または交付要綱の規定に違反したとき。
- ・ 工事施工会社等から代金還元等があったとき。

<取消しの具体例>

- ・ 要件を満たさない仕様の設備を設置した場合
- ・ 処分制限期間内に太陽光発電システムが固定価格買取制度の認定を受けた場合
- ・ 交付決定日前に、発注、工事または支払を行っていた場合
- ・ 他の都の助成金（同一助成対象経費の場合）等との重複受給が判明した場合
- ・ 本手引き及び交付要綱に明記されている、事業に必要な提出書類が提出されない場合
- ・ 公社の定める期間内に、各種手続きを行わなかった場合
- ・ 工事施工会社等への経費支払完了後に、当該会社等から代金還元（キャッシュバック等）を受けた場合

4.9 助成金の返還（交付要綱第21条参照）

助成対象者及び申請手続き代行業者等による事業内容の虚偽申請その他違反が判明した場合、以下の措置が講じられることがあります。

- ・ 交付決定の取消し
- ・ 助成金等の返還及び違約加算金の納付

なお、公社が交付決定の取消しを行った場合において、既に交付された助成金があるときは、助成対象者は、助成金の全部または一部を公社に返還しなければなりません。

また、助成対象者は、公社から助成金返還請求を受け、助成金の返還を行った場合には、「助成金返還報告書」（第14号様式）により、公社へ報告する必要があります。

4.10 違約加算金（交付要綱第22条参照）

- ・ 「4.8 交付決定の取消し」により助成金交付決定の全部または一部取消しとなった場合において、公社は、助成対象者に対し、助成金を受領した日の翌日から起算して納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じて、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。
- ・ 助成対象者は、上記による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

4.11 延滞金（交付要綱第23条参照）

- ・ 助成対象者が公社の返還請求に応じず、公社が指定する期限までに返還金額（違約加算金

がある場合には違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、公社は助成対象者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求します。

- ・ 助成対象者は、上記による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

4.12 他の助成金等の一時停止（交付要綱第 24 条参照）

公社は、助成対象者に対し、助成金の返還を請求し、助成対象者が当該助成金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、同種の事務または事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該給付金と未納付額とを相殺します。

4.13 財産の管理及び処分の制限（交付要綱第 25 条参照）

助成対象者は、以下の事項を守らなければなりません。処分とは、取得財産等を本助成金の交付の目的以外に使用すること、他の者に貸し付け若しくは譲り渡すこと、他の物件と交換すること、債務の担保の用に供すること、または廃棄することをいいます。

※取得財産には太陽光発電システム及び蓄電池のみでなく助成対象付帯設備一式も含まれます。

以下のケースは、全て処分に該当します。

- ・ 本助成金の対象となった太陽光発電システム及び蓄電池を廃棄、売却する。
- ・ 集合住宅のオーナーが助成金を受領し、その後集合住宅を売却し、新しい所有者が引き続き助成対象設備を維持管理する。
- ・ 個別の入居者が助成金を受領し、その後引っ越して、助成対象設備を引っ越し先の集合住宅等に移設して使う。
- ・ 個別の入居者が助成金を受領し、その後引っ越して、助成対象設備を残置していく（オーナーや管理組合、新しい入居者に譲渡する）。
- ・ 取得財産等については、処分制限期間において、善良な管理者の注意を持って管理し、本助成金の交付の目的に従って、効率的運用を行ってください。本事業における処分制限期間は、以下のとおりです。

太陽光発電システム	17 年
蓄電池	6 年

- ・ 取得財産等を法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、あらかじめ「取得財産等処分承認申請書」（第 15 号様式）を公社に提出し、承認を受けなければなりません。
- ・ 取得財産等の処分について承認を受け、処分しようとする場合は、「助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日 26 都環公総地第 6 号）」第 3 2 に定める方

法により算出した額（以下「算出金」という。）を公社が請求します。助成対象者は、公社から請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。計算方法は以下のとおりです。

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$$

- ・ 経過期間は、供用開始日からの月数で計算します。たとえば、10日に供用開始した場合、翌月10日までは1ヶ月目、翌月11日からは2ヶ月目となります。処分制限期間も、月数（60箇月）で計算します。
- ・ 公社は、助成対象者から算出金が納付され処分を承認したときは、速やかに「取得財産等処分承認通知書」（第17号様式）を、助成対象者へ通知します。
- ・ 処分制限期間を経過した後は、取得財産等の処分について公社の承認を受ける必要はありません。また、助成事業に対する諸条件も全て解除されます。（入居者以外の使用を認めない、専有部への配電を認めない、売電を認めない等）

4.14 助成事業の経理（交付要綱第26条参照）

- ・ 助成事業の経理について、助成対象者は、助成事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を揃えておく必要があります。
- ・ 助成対象者は、上記の帳簿や根拠書類について、公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度終了の日から、4.13に記載した処分制限期間を超過するまでの期間、保存しておかなければなりません。

4.15 調査等、指導・助言（交付要綱第27条参照）

- ・ 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成対象者に対し、本事業に関する報告を求め、助成対象者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、または関係者に質問を行いますので、助成対象者は、これに協力しなければなりません。
- ・ 本事業で設置した助成対象設備について、助成対象者が適切かつ効率的な運用を行っていない場合、公社は、助成対象者に対し必要な指導及び助言を行います。なお、助成対象者がこれに従わないときは、助成金交付決定の取り消しまたは助成金の返還請求を行う場合があります。

4.16 個人情報等の取り扱い（交付要綱第28条参照）

- ・ 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成対象者等に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供させていただきます。
- ・ 上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、個人情報等について本人の承諾なしに、

第三者に提供し、または第三者から収集することはありません。ただし、都、国及び他の地方公共団体と協議の上、本事業の実施に必要な範囲で情報収集する場合はこの限りではありません。

4.17 不正行為等の公表等（交付要綱第29条参照）

- ・ 助成対象者等（申請手続き代行業者を含む）及び工事施工会社等による事業内容の虚偽申請その他違反（「4.8 交付決定の取消し」に該当する事由）が判明した場合、以下の措置が講じられることがあります。
 - ・ 公社が実施する助成金事業等（本助成金を含む）の新規申請の受付停止
 - ・ 助成対象者等の名称及び不正内容の公表

＜東京都の他事業のご案内＞

電気自動車等の助成金

- ・ 電気自動車等の普及促進事業（EV・PHV 車両）

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev>

- ・ 電動バイクの普及促進事業

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/re_evbike

- ・ 電気自動車等の普及促進事業（外部給電器）

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-feed>

- ・ カーシェア等ZEV化促進事業（カーシェア・レンタカー）

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/zev-share>

集合住宅向け太陽光発電システム等普及促進事業 助成金申請の手引き 【第1版】

□発行・編集 令和7年6月

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0810
東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NS ビル 10階